

令和2年4月15日	
所 属	尼崎市感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

## 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（10例目）最終報

3月29日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（10例目）について、症状が改善し、退院基準\*を満たしたことから、4月14日に入院中である市内の感染症指定医療機関から退院されましたのでお知らせします。また、下線部が追加変更部分です。

### 患者の概要

- (1) 年 代：30歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：尼崎市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状、経過

3月19日 嗅覚異常

3月22日 倦怠感あり

3月24日 尼崎市内A医療機関を受診

3月28日 嗅覚異常、倦怠感が続く

3月29日 尼崎市帰国者・接触者外来にて、検体採取。PCR検査陽性確定。  
発熱や咳等の症状はなく、容体は安定

3月30日 尼崎市内感染症指定医療機関に入院

4月14日 尼崎市内感染症指定医療機関を退院

- (6) 行動歴

3月19日 勤務あり

3月20日～22日 勤務なし

3月23日 勤務あり

3月24日 勤務なし、尼崎市内A医療機関を受診

3月25日・26日 勤務あり

3月27日以降 勤務なし

- (7) 濃厚接触者の有無

同居人は1人。健康観察を終了。

その他の濃厚接触者はなし。

- (8) その他

通勤は電車。通勤を含め勤務中はマスクを常に着用。海外への渡航歴なし。

**※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知  
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))**

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。